

旧藤里町温泉保養所の借受希望者募集について

◇概要◇

- 所在地 藤里町藤琴字下湯の沢73番1
- 敷地面積 宅地 2,247㎡
- 建物 事業所 木造亜鉛メッキ鋼板交葺平屋建 480.637㎡
倉庫 木造亜鉛メッキ鋼板交葺2階建 39.60㎡

I【応募資格】町内外の個人または団体

II【選考基準】

- ①藤里町の湯の沢温泉郷の地域振興に資する運営方針にあつては、優先選抜の対象とする。
 - ②地域雇用の拡大や、地域産物の積極的な利活用による運営方針と認められる場合にも、優先選抜の対象とする。
- ※借り受けた個人や団体のみ利用できる娯楽目的のものは認めない。

III【貸付方法】

- ①建物及び建物に付随する汁器備品等は、現状のままで無償貸付とする。
- ②貸付期限は最長5年までとするが、それ以降については双方の協議の上、期間満了の6カ月前までには決定することとする。
- ③土地についても建物の存在する平面敷地を無償貸付とする。

IV【貸付条件】

- ①温泉の権利を譲渡するものではない。
- ②現状のままの分湯を前提とする。
- ③温泉使用料は、藤里町温泉条例による。(産業振興利用による場合は、月額26,000円とするが、その他の場合は、藤里町温泉条例別表第2のとおり。)
- ④源泉が不足した等の場合は、減湯ないしは分湯停止の措置も考えられるが、そのことが原因による減収に対する補償はしない。
- ⑤また、減湯ないしは分湯停止の場合は温泉使用料の一部または全部について、その期間に応じて免除することができるものとする。

V【募集計画】

- ①募集期限は3月31日(金)までとし、借受申請書の提出を求める。(別紙)
- ②締め切り後、選考委員会を開催して、貸付対象者の選考を行う。

VI【貸付契約】

- ① 6月定例議会で貸し付けに関する議案が議決されたのち貸借契約の締結をし、現状のまま引き渡しを行うものとする。

VII【その他】

- ① 同地区は、「地すべり危険地区」に指定されていることをご承知願いたい。
- ② 温泉使用料のほかに、入湯税も納入しなければならないことをご承知願いたい。
- ③ 貸付財産等の形状が著しく変わるような大規模改修は認めない。ただし、使用に耐えられなくなった汁器、備品については原則として同等のものと買い換えることは差し支えない。
- ④ 借受人による財産の修繕並びに什器備品の買い換えの場合、事業継続をしないで契約が終了した場合においての有益費の支払いはしないものとする。